

---

## ジェクシード、Optimizely 社の認定ソリューションパートナー取得

「Optimizely 導入支援サービス」により A/B テストによる Web サイト最適化を支援  
～A/B テストツール「Optimizely」を活用し Web サイトの最適化の支援コンサルティングを提供開始～

---

株式会社ジェクシード（本社：東京都千代田区 代表取締役：大島 剛生 コード番号：3719 東証 JASDAQ 以下「ジェクシード」）は、Optimizely 社（本社：米国、サンフランシスコ）から認定ソリューションパートナー資格を取得し、「Optimizely 導入支援サービス」の提供を開始しましたので発表いたします。

ジェクシードは、顧客が Web サイトからの収益を拡大するために A/B テストを代行で運用するサービス「GX\_UX（ジーエックス・ユーエックス）」の提供をして参りました。しかしながら、A/B テストをより効果的に活用するためには、自社の Web サイト担当者が繰り返しテストを行うことが重要であるという観点から、自社での内製化により A/B テストを継続的に運用するための支援「Optimizely 導入支援サービス」を開始することと致しました。

「Optimizely」を利用した A/B テストの計画やツールの設定方法、実施結果の分析方法等について導入トレーニングを提供するとともに、業種別や Web サイトの特性に合わせた Web サイトの最適化方法のアドバイスを行うなど、一連のサポートを行うことで、企業の Web 担当者が「Optimizely」を継続的に活用できるよう支援を行って参ります。

本発表に際し Optimizely 社営業担当バイスプレジデントの Travis Bryant は以下の様に述べています。

「Optimizely にとって日本市場は急速に成長している市場です。ジェクシードは、Optimizely にとって日本の顧客の Web サイトの最適化を支援する最初のパートナーの 1 社であり、コンサルティングファームでの経験をもとに「Optimizely」の価値を最大限に活かしたサービスを提供することと確信しています。」

### ■主な「Optimizely 導入支援サービス」の内容は以下の通りです

- ・テストプラン策定のためのアクセス解析データ分析手法トレーニングの実施
- ・業種業態、サイトの特性に応じた最適なテスト運用方法の支援
- ・サイト規模・訪問者数に応じたテスト手法の支援
- ・「Optimizely」を使用した A/B テストの設計、設定方法トレーニングの実施
- ・A/B テスト実施結果の分析手法トレーニングの実施
- ・「Optimizely」の有効な活用方法に関するアドバイスの提供
- ・Optimizely 社とのコミュニケーションの支援（通訳、問い合わせの代行）

上記以外にも、お客様のご要望に応じて柔軟な支援が可能です。

## ■A/Bテストツール「Optimizely」について

「Optimizely」は、6,000社以上の企業での導入実績がある世界シェア No.1 の A/B テストツールとして評価されています。「Optimizely」は、2008 年の米国大統領選挙時にオバマ陣営において、A/B テストを駆使して Web サイトから多額の寄付金を集めた Dan Siroker (ダン・シロカー、Optimizely 社 CEO) が生み出した操作性に優れた A/B テストツールです。

詳細はこちら <https://www.optimizely.jp/partners/solutions/>

## ■ご参考

### ◇ジェクシードについて

社名 株式会社ジェクシード (Gexeed Co.,Ltd.)  
所在地 東京都千代田区神田錦町 3-17-11 榮葉ビル  
設立 1964 年  
代表者 代表取締役 大島 剛生  
資本金 91,719 万円 (平成 25 年 12 月 31 日現在)  
事業内容 コンサルティング事業  
URL <http://www.gexeed.co.jp>

## ■お問い合わせ

株式会社ジェクシード  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17-11  
広報担当：林 慎一  
Tel : 03-5259-7010 e-Mail : [press@gexeed.co.jp](mailto:press@gexeed.co.jp)

プレスリリースのお届け先のご変更・追加、また今後の配信方法のご変更（電子メール・FAX）に関しては、上記担当者までご一報賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

各社名や、製品名、サービス名、商品名等は各社の商標または登録商標です。本文書は情報提供を唯一の目的とするものであり、いかなる契約にも組み込むことはできません。